

○吉川市立小学校及び中学校の就学に関する規則の特例に関する規則

平成29年1月5日教委規則第2号

**改正**

平成30年1月26日教委規則第3号

吉川市立小学校及び中学校の就学に関する規則の特例に関する規則

南中学校の通学区域である、木売二丁目、木売三丁目、高富一丁目、高富二丁目及び美南一丁目の区域内に住所を有する中学校就学予定者の保護者から、吉川中学校への中学校選択希望があった場合は、吉川市立小学校及び中学校の就学に関する規則（平成19年吉川市教育委員会規則第2号）第7条第1項の規定にかかわらず、受入可能数の範囲内において、当該選択希望者について他の選択希望者に優先して吉川中学校を指定校として指定することができる。

**附 則**

この規則は、平成31年4月1日より施行する。

**附 則**

この規則は、公布の日から施行する。